平成　22　年　　12月　補正予算要求事業調書

1　予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)	区分		
18	予防接種事業	新規	拡大	(継続)

会計区分	款	項	目	所管
一般会計	4	1	2	保健福祉局　保健所　疾病予防対策課

事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	予防接種法			

予算要求事業の概要

内容	ポリオ、３種混合、２種混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、ＢＣＧ、日本脳炎、インフルエンザ予防接種について個別接種を実施しています。
目的・目標	<目的> 伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与します。 <目標(平成22年度末)> 接種率の向上
現状と課題	<現状(平成22年度末)> 日本脳炎予防接種については、平成17年より積極的勧奨を差し控えておりましたが、平成22年４月１日より急遽、１期対象者（生後６か月～７歳６か月児）に対し積極的勧奨が再開されました。加えて、平成22年８月27日より、２期対象者（９歳～12歳児）に対し接種機会の付与が再開されました。 これを受け、平成22年度当初予算要求時に想定していなかった大幅な接種数の増加が今後も想定されます。 <課題> 日本脳炎予防接種について、国の方針転換があったため予算に不足が生じる見込みです。
今後のスケジュール	・平成22年度　日本脳炎２期対象者（９歳～12歳児）に対し接種機会再開について周知を図る。 ・平成23年度　日本脳炎２期対象者（９歳～12歳児）に対し積極的勧奨再開が見込まれている。

2　補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	本年度、日本脳炎予防接種は１期対象者(生後６か月～７歳６か月児)に対し積極的勧奨再開 、２期対象者(９歳～12歳児)に対し接種機会再開となったため接種者が急増し予算の不足が生じた。
	実施義務	根拠法令等 予防接種法第３条
	他市の実施状況	全市町村
効果	対象者	対象年齢の者
	効果	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることができる。

3　当初予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

	区分	金額	備考
平成22年度	当初予算	1,715,354	<積算内訳> １　不妊治療費助成事業 （１）　ワクチン購入　558,470 （２）　予防接種予診票等郵送料　11,851 （３）　予防接種委託料　1,145,033
	財源内訳 ①　一般財源	1,715,354	
12月補正予算	補正予算要求	460,135	<積算内訳> １　不妊治療費助成事業 （１）　ワクチン購入 （２）　予防接種予診票等郵送料 （３）　予防接種委託料
	財源内訳 ①　一般財源	460,135	
	財政局長査定	460,135	<査定内容> １　不妊治療費助成事業 （１）　ワクチン購入 （２）　予防接種予診票等郵送料 （３）　予防接種委託料
	財源内訳 ①　一般財源	460,135	
	<査定理由> 日本脳炎の積極的勧奨の再開に伴い、大幅な接種数の増に対応するために必要であると認められることから、12月補正予算に計上することとしました。		
	市長査定	460,135	<査定内容> １　不妊治療費助成事業 （１）　ワクチン購入 （２）　予防接種予診票等郵送料 （３）　予防接種委託料
	財源内訳 ①　一般財源	460,135	
	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		